

**商 法** (配点 40 点)

以下の事実関係を前提として、後の設問に簡潔に解答しなさい。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、コンピュータ・ソフトの製造販売会社で、東証 1 部上場企業で、取締役会設置・監査役会設置会社である。代表取締役会長 A、代表取締役社長 B、代表取締役副社長 C、専務取締役 D、常務取締役 E、取締役人事部長 F、取締役経理部長 G、取締役総務部長 I が取締役会の構成メンバーである。
2. 乙株式会社（以下「乙社」という。）は、精密機器の製造販売会社で、同じく東証 2 部上場の企業で、その役員構成は、代表取締役社長 A、専務取締役 P、常務取締役 Q、取締役人事部長 R、取締役経理部長 S、取締役総務部長 T である。

**【設問 1】**

平成 29 年 6 月 1 日、甲社は、乙社との間で業務提携・資本提携を行う旨の議案を審議するため、取締役会を開催した。ところが、取締役会の招集通知について、取締役 F 及び G に対する招集通知を発することを失念し、F 及び G は、取締役会に出席することが出来なかった。A は特別利害関係を有するため、本議案については議長を代表取締役社長の B とするように変更した。A、F 及び G 以外の甲社取締役は全員出席し、全員が賛成票を投じた。F 及び G は、乙社との業務提携・資本提携に対しては強硬に反対していた場合、本件取締役会決議は有効か。(配点 10 点)

**【設問 2】**

甲社は事業資金 2 億円の融資を丙銀行から取り付けたいと考えたが、丙銀行から乙社の連帯保証を得られれば融資をしても良いと回答してきた。そこで、甲社は乙社に対し 2 億円の連帯保証をしてくれるように要請した。乙社は、平成 29 年 6 月 25 日、取締役会を開催し、全員一致で連帯保証議案を可決した。

甲社は、甲社取締役会の事業資金の融資議案を可決した取締役会議事録及び乙社の連帯保証を承認した取締役会議事録を丙銀行に提出し、併せて甲社及び乙社の商業登記簿の履歴事項全部証明書も添えて融資をお願いした。丙銀行は甲社から提出された事業資金使用計画書、甲社及び乙社の取締役会議事録及び履歴事項全部証明書を確認し 2 億円の融資を実行した。

- (1) 乙社取締役会決議は有効か。(配点 10 点)
- (2) 丙銀行の融資契約は有効か。
  - ① 乙社の取締役会決議には利益相反取引を行う A が特別利害関係を有する取締役にあたる場合、融資契約は有効か。(配点 10 点)
  - ② 乙社にとって連帯保証は「多額の借財」に該当する場合、融資契約は有効か。(配点 10 点)